

フランス大統領五年任期制（Quinquennat）導入に係る二〇〇〇年九月二四日憲法改正レフェランダムについて

九州大学フランス公法研究会

<https://doi.org/10.15017/2266>

出版情報：法政研究. 68 (3), pp.117-170, 2001-12-27. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

フランス大統領五年任期制 (Quinquennat) 導入に係る二〇〇〇年九月二四日憲法改正レ フェランダムについて

九州大学フランス公法研究会

【目次】(執筆者)

I まえがき

(大隈義和)

II 憲法改正レフェランダムをめぐる(投票実施までの)政治

(社会) 状況

1 ル・モンド (Le Monde) 紙社説 (Editorial)

—大統領五年任期制に賛成 (Oui au quinquennat) —

2 大統領五年任期制導入をめぐる賛否両論

3 大統領五年任期制に係る憲法改正レフェランダムをめぐ

るフランス国内の各政党の対応 (立場)

4 今回の憲法改正レフェランダムの投票結果 (事前予想)

をめぐる政治勢力の盛衰

5 シラク大統領及びジョスパン首相…今回の憲法改正レ

フェランダムをめぐる両氏各々の政治的立場 (境遇)

6 大統領五年任期制の近未来

III 憲法改正レフェランダムの投票結果とその分析・評価

(大城 渡)

1 はじめに

2 投票結果と特色

3 各勢力の反応・動向ないしは結果への評価

4 シラクおよびジョスパンの反応・動向ないしは結果への評

価

5 おわりに—残された課題と今後の方向性—

(井上禎男)

I まえがき

二〇〇一年三月三十一日に実施された全国世論調査(西日本新聞四月一四日・日本世論調査会)や小泉首相記者会見での言及など(同年四月二七日)、このところ、わが国では首相公選制導入如何をめぐる議論が喧しいが、すでに共和国大統領公選制を採用しているフランスにあっては、昨年九月二四日、共和国大統領の任期を七年から五年に短縮するための憲法改正国民投票が行われた。

ところで、わが国での展開とは別に、フランスでの右のような動向を眼前にして、昨年末より本学法学研究院でフ

ランス公法に関心を寄せるものが集い、学内にフランス公法研究会を立ちあげ、今夏にかけて、前記の憲法改正国民投票をめぐる状況についてインテンシブな調査を進めてきたところであった。

このようななかで、われわれは、フランスでの今回の経験を確認する作業が、首相公選制問題と大統領任期制改変の問題とが有する議論の土俵の差異を認識したうえで、なおそれ自体として現時点で端的に比較憲法学的意義を有するにとどまらず、わが国での議論に直接・間接に示唆するところ大きいものがあると考えた。これについては、例えば、つとになされていた次のような指摘、すなわち、わが国の場合、憲法が総選挙後の内閣辞職を定めるが（第七〇条）、これは代表民主制を基礎とする憲法体制のもとでの議院内閣制とは相入れない性格のものだとする受け止め方、に対する考察にも大いに参考になりうるものであること、をあげることができよう。いうまでもなく、それは、首相の選出母体の変更という点に焦点が当てられての議論であるからである。⁽¹⁾

なお、今回問題となったようなフランス共和国大統領の七年任期制の起源は古く第三共和制まで遡るが、一見技術的にみえるこの問題自体の性格もあつてか、これまで任期

制をめぐる議論の成果は必ずしも多くはないように思われる。また、新聞論調でも、議論自体は、多くは「埋め草」的な記事として現れたことが指摘されている（II参照）。

しかも、今回の憲法改正は、ひとまず「sec.」の語で表されるような「干からびて、無味乾燥な（味も素っ気もない）、それだけを単独に取り上げる」形の五年任期制を俎上に上せるといふ様相のものであった。

したがって、この意味では、本稿での時期を限定した作業の意義は限られたものになる恐れなしとしないが、それにも関わらず、他方、大統領任期の五年への短縮は、以下にみるように、フランス共和国憲法の国家機構のあり方、性格にも一定の変革をもたらしかねない側面を有していることも見逃しえない（それにも関わらず、丁度この時期、オリンピック開催中のこともあり、そのことが国民投票への棄権率に及ぼした影響も取り沙汰されるところであり、また、それがテレビ報道での雰囲気にも現れていたことも各紙紙面に読み取られるところであるが、紙面の都合上II・IIIではその詳細は省かれている。）

本稿は、右のような事情から、ひとまず、憲法改正国民投票日（二〇〇〇年九月二四日）前後数日に焦点をあてて、新聞論調にみられる投票日までの政治的・社会的状況

(II・大城担当)と、憲法改正レフェランダム投票結果(III・井上担当)とを、彼の地で報道された記事に則して忠実に記そうとするものである。

したがって、IIおよびIIIでは、各執筆者は本稿本文をほぼ記事に掲載された内容に則して記述することに努めており、最小限の評論は末尾で注記するにとどめている。以上が、国民投票をとりまく状況にまで踏み込みつつも、本稿を資料として掲載する所以である。

したがって、記事の読解は研究会参加者の協力に負うところもあるが、本稿の執筆の責は各章担当者に属する。

なお、研究会で使用した資料及び写真は、本章執筆者(大隈)が収集・提供したもので、彼の地での他の有力紙も含まれていたが、本稿では、*Le Monde* (23, 24-25, 26 Sep. 2000) および *Figaro* (23-24 Sep. 2000) に掲載されたもののみを使用している。したがって、III(井上担当)でとりあげる投票結果についての数値は、選挙速報当日のものである。確定された数値や今後の憲法改正国民投票をめぐる参考資料等は、II(大城担当)の(注)に掲載したフランス憲法院等のインターネット・サイトに詳しいのでそちらを参照されたい。

資料

なお、大統領任期制変更に関して、筆者(大隈)は別に、

近く、第五共和制のもとでの七年任期制問題を中心にいま少し触れる機会をもっている。詳しい展開についてはそこでの記述で補充してもらえれば幸いである(大隈義和「大統領任期制に関するフランス共和国憲法改正に寄せて」七年任期制から五年任期制へ)(川上宏二郎先生古希記念論文集『情報化社会と公法学』(信山社・近刊)。

この作業の前提となった資料の収集については、二〇〇〇年度科学研究費(継続)による調査・収集の一部がその基礎となっている。記して謝意を表する次第である。

注

(1) 小林昭三『首相公選論入門(改訂版)』(二〇〇一年)三六〜四三頁。この点は、後述の資料にみられるように、フランス共和国大統領任期の短縮が下院議員任期と合わせること視野に入れての問題であることを考えれば一層興味深い。なお、本資料では、*referendum*の語について、原語での発音とわが国でのこの概念の通用性を考慮してレフェランダムと訳している。

(大隈義和)